

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 4 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 8 年 8 月 25 日（火） 9 時 32 分～10 時 07 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 佐野洋史 堀田直美 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平井孝史 平塚雄二 松井大介 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 楠亀博美 福地康博 水野 透（9：35 入室） 事務局 田代労働局長 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） ・ その他
議事録	別紙のとおり

○木下会長

ただ今から、第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から2点申し上げます。

1点目は、本審議会の公開についてですが、同運営規程により公開としており、傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。また本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名で、合計13名のご出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。以上です。

○木下会長

それでは、議題(1)、8月7日に答申した「滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議の申出について」です。

まず、申出の状況について、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

異議申出状況について、ご説明いたします。

8月7日に改正決定の答申をいただいた滋賀県最低賃金について、同日、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申の要旨及び異議申出に関して、申出期限を8月24日までとする公示を行いました。そして、計4件の、異議申出書が提出されております。提出のあった申出書の全件が、期限である8月24日までに申出があり、かつ、要件を満たすものであることから、正式に受理いたしました。

異議申出に対しては、最低賃金法第11条第3項により、「申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と規定されていますので、本日、審議をお願いする次第です。以上です。

(9:35 水野委員が入室)

○木下会長

それでは、事務局から「異議申出書」の朗読をお願いします。

○岩永補佐

では、異議申出書の提出がありました4件のうち、時間の都合もありますので、1件について朗読いたします。

お手元の資料1ページ、資料No.1をご覧ください。

滋賀県労働組合総連合

議長 衛藤 浩司

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

滋賀地方最低賃金審議会は、8月7日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の1,080円を56円引き上げて1,136円にすると答申しました。この答申は生活するに届かない低額にとどまっており、大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について再審議すべきです。あまりに低い水準であることから、私たちは最低賃金法12条の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様には敬意を表します。

物価高騰や経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうと思います。

昨年に続き答申文に入れられた4点の要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。ぜひ国はこの内容を受け止め最大限努力してください。

2. あまりに低すぎる水準

しかしながら、この最低賃金額は、労働者、県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額197,437円(1,136円×173.8時間)、年額で2,369,242円です。月150時間では月額170,400円、年額2,044,800円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。

この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」や、「…労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(最低賃金法1条)」と定める理念には届いておらず、生きることが脅かされる水準です。

8時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても働いてもなお生活が苦しい状況です。暮らしの選択肢を狭めざるを得ない水準と言えます。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは年々より大きくなっています。

3. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。しかし、内容はごく一部にとどまっており、はなはだ不十分です。傍聴していても何がどうなって決まったのか全く分かりません。しかし、新聞報道では会長はじめ各委員の声が掲載されています。ぜひ、会議場で記録に残るように発言されたらどうでしょうか。公的な会議ですから一般の県民にもわかるような運営をすべきです。

例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の県民が評価できるようにすべきです。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールになります。部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力が長年全く見えません。委員一人ひとりに結論へたどり着いた理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。

労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなど制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。

すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝心の審議を公開せず「密室」で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めますし、密室審議の結果は受け入れがたいと言わざるを得ません。

4. 審議を尽くすべき

滋賀でも専門部会や本審を延長して議論すべきです。また、議事録が出ていませんので、当組合からの傍聴者が見た限りですが、採決では労働者委員全員が反対に挙手していました。これでは審議会の議論が機能しているとは言えません。経営側や物わりの良い公益側の納得だけであり、労働者の願いは反映されていないと理解します。いたずらに発効日を遅らせるのはあってはなりません、そうでない範囲で審議をやりなおすべきです。強く求めます。

5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を 56 円引き上げ、1,136 円とするとした答申については生活するに届かない低額にとどまったことについて大変不服です。近年の引き上げについて不十分だったと考えますが、これまでの勢いを大きく損なうものです。

また、審議の公開の不十分さについても問題があると考えます。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より積み増しをすすめた地域に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を強く求めます。

このほか、3 ページ、資料No.2 のとおり「コープしが労働組合」から、5 ページ、資料No.3 のとおり「全滋賀教職員組合・滋賀県公立高等学校教職員組合・滋賀県障害児学校教職員組合」から、7 ページ、資料No.4 のとおり「滋賀県医療労働組合連合会」から、それぞれ異議申出がありましたので、お目通しをいただければと思います。以上です。

○木下会長

それでは、これらの異議に係る審議に移ります。
事務局から、諮問文の朗読をお願いします。

○岩永補佐

それでは、諮問文を朗読します。
資料9 ページ、資料No.5 をご覧ください。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合、全滋賀教職員組合・滋賀県公立高等学校教職員組合・滋賀県障害児学校教職員組合、滋賀県医療労働組合連合会から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

○木下会長

では、滋賀労働局長から「諮問」を受けることといたします。

○大橋室長

それでは、異議申出の審議に係る諮問文を手交いたします。

会長、局長、お手数ですが、所定の位置までお進みください。

〔局長から会長に諮問文を手交〕

ありがとうございました。会長、局長、席にお戻りください。

○木下会長

それでは、異議申出について、審議を行いますが、はじめに、各側の代表委員からご意見を伺うこととしまして、まず使用者側、次に労働者側からご意見を伺い、最後に公益にも確認したいと思います。

では、使用者側から、ご意見をお願いします。

○池田委員

今年度の滋賀県最低賃金の改正については、様々な経済指標等を分析したうえで公労使委員が真摯に向き合い生計費等の観点を含めて、データに基づき慎重かつ丁寧に審議と議論を重ねました。答申は、異議申出の内容も十分審議し尽くした結果であること、また異議申出の内容は答申後の新たな事実を根拠とするものではないことから、8月7日の答申どおりとすることが適当だと考えます。

○木下会長

ありがとうございます。

他に使用者側から、補足などご意見ございますでしょうか。

〔意見なし〕

次に、労働者側から、ご意見をお願いします。

○相澤委員

今年度の滋賀県最低賃金の審議におきましては、労働者側として、とりわけ最低賃金の地域間格差の是正を重要な課題として議論してまいりました。

滋賀県は京阪神はじめ近隣府県と、生活圏、経済圏が密接につながっています。そうした中で最低賃金に格差があることは、人材確保や流出、県内企業の持続的な発展という観点からも看過できない課題と考えています。

そのため、本年度の審議では滋賀県の経済状況、賃金実態、生計費、雇用情勢など様々なデータを踏まえるとともに近隣府県の最低賃金額の差についても重視し、公労使それぞれの立場から真摯かつ慎重に議論を重ねてきたところです。

その結果、本年度については、中央の最低賃金審議会から示された目安どおりの56円の引上げという結論に至りました。

労働者側としては、地域間格差の是正という観点からさらに踏み込んだ引上げが必要であ

るとの思いに変わりありません。

しかしながら、今回の答申が公労使による十分な議論によって取りまとめたものでありますので、そのように私たちも受け止めています。

また、読み上げにはなかった異議申出の中で、最低賃金について 1,700 円を目指すべきという意見も示されておりました。

働く人の生活の安定と向上を図るとともに、最低賃金を持続的かつ着実に引上げていくという必要性については、労働者側としては認識を共有するものです。

一方、最低賃金額については、賃金、生計費、企業の支払能力をはじめ、地域の経済、雇用情勢などを踏まえながら、最低賃金審議会において、公労使が十分議論し決定していくことが重要であるとも考えています。

さらに政府においては、これまであげられていた最低賃金に関する目標を踏まえ、現在のご承知のとおり 2030 年前半のできるだけ早い時期に全国加重平均 1,500 円を目指す方向性が示されています。

労働者としてはこの目標についても重要なものと受け止めつつ、単に全国加重平均額を引上げるだけでなく、地域間格差を拡大させない、更には縮小させていく視点をもった最低賃金の引上げが必要であると考えています。

最低賃金の引上げの実現に向けては、価格転嫁や生産性向上、賃上げに取り組む中小・小規模事業者への支援についても、国、県が一層強化していく必要があるとも考えています。今回、異議申出に記載されている地域間格差や最低賃金の水準、今後の引上げのあり方といった観点については、本年度の本審においても十分に議論してきたところです。

したがって、労働者側としても、今回の答申に対して、様々な意見があることは十分に受け止めつつも、改めて審議を行う必要はなく、答申どおりとすることで問題はないと考えています。以上です。

○木下会長

ありがとうございます。

他に労働者側から、補足などご意見ございますでしょうか。

〔意見なし〕

最後に、公益委員の皆様も、真摯に議論した結果、8月7日の答申どおりということで、問題ないという意見で、よろしいでしょうか。

○公益委員

はい。

○木下会長

それでは、各側のご意見を伺いましたところ、各側とも答申どおりとのご意見ですので、8月7日の答申どおり決定することとして答申したいと思いますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。

では、事務局から、「答申文(案)」の配付と朗読をお願いします。

〔答申文(案)の配付〕

○岩永補佐

お待たせしました。答申文案を朗読いたします。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月25日貴職から、同年8月7日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合、全滋賀教職員組合・滋賀県公立高等学校教職員組合・滋賀県障害児学校教職員組合、滋賀県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

○木下会長

この「答申文(案)」について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

〔意見・質問なし〕

それでは、これをもって、滋賀労働局長に答申しますので、(案)を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、審議結果を答申いたします。

○大橋室長

会長・局長、所定の位置までお進みください。

〔会長から局長に答申文を手交〕

ありがとうございました。席にお戻りください。

○木下会長

次に、「専門部会の廃止」についてです。

滋賀県最低賃金に係る全ての審議が終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により、今年度の滋賀県最低賃金専門部会について、廃止したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

では、本日をもって、専門部会は廃止といたします。

今後の、発効に向けた事務手続きについて、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

本日、異議申出に係る答申をいただきましたので、最低賃金法第14条第1項及び同法施行

規則第9条に基づき、官報公示の事務手続を行います。

「官報公示」は、9月3日木曜日となり、「発効日」は、公示の日から30日を経過した日となる、10月3日土曜日となります。

事務局においては、官報公示日から、滋賀県最低賃金の周知・広報活動として、県内の各市町、商工会議所・商工会、使用者団体等の広報誌、ホームページ等への記事掲載依頼、公共機関及び関係機関等へのポスター掲示依頼を行ってまいります。各委員の皆様方のご協力の程、よろしくお願いいたします。以上です。

○木下会長

続きまして、議題（2）「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」です。

8月7日の第3回本審で、滋賀労働局長から、6つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問がありました。これを受け、8月18日に開催された「特別検討小委員会」において、改正決定の必要性の有無について審議を行い、その結果が当審議会に報告されました。その報告について、事務局から朗読をお願いします。

○岩永補佐

本日配布の資料11ページ資料No.6をご覧ください。

それでは報告書を朗読いたします。朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称とし、委員のお名前は省略させていただきます。

滋賀県新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和8年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県新繊維工業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため、必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和8年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和8年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県一般機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和8年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和8年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定するこ

とを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当小委員会は、令和8年8月7日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため、必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上です。

○木下会長

ただ今の報告のとおり、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」の4つの産業については、「改正決定の必要性有り」とし、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」については、「全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかった」として、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、「答申文(案)」の配付をお願いします。

〔答申文(案)の配付〕

では、「答申文(案)」の朗読をお願いします。

○岩永補佐

それでは、答申文(案)を朗読します。

なお、朗読に際しては、最低賃金の件名は略称とさせていただき、一部省略いたします。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和8年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかったため答申する。

窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和8年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和8年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和8年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から

諮問のあった精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和8年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

当審議会は、令和8年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

○木下会長

それではこの答申文(案)のとおり、答申してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、これをもって、滋賀労働局長に答申しますので、(案)を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、答申いたします。

○大橋室長

それでは、会長、局長、所定の位置までお進みください。

〔会長から局長に答申文の手交〕

ありがとうございました。席にお戻りください。

○木下会長

続きまして、議題(3)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)」です。事務局から説明をお願いします。

○岩永補佐

ただ今、4つの産業の特定(産業別)最低賃金について、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、これら4つの産業について、金額審議を行うために改正決定の諮問を行います。

それでは、諮問文を配付いたします。

〔諮問文写しの配付〕

○岩永補佐

それでは、諮問文を朗読いたします。

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金
- 2 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

以上です。

○大橋室長

それでは、局長から会長に諮問文を手交いたします。お手数ですが、所定の位置までお進みください。

〔局長から会長に諮問文を手交〕

ありがとうございました。席にお戻りください。

○木下会長

ただ今、4つの産業の特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る諮問がありました。今後の事務手続について、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

本日、諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、4つの産業の専門部会を設置し、金額にかかる調査審議を行うこととなります。

その専門部会委員の任命手続と、関係者からの意見聴取の手続について、岩永から説明いたします。

○岩永補佐

各専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項により、公・労・使委員各3名、合計9名で構成することとなります。公益委員につきましては、労働局長が任命いたします。労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、同条第4項により準用されます同審議会令第3条により、関係者・関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労・使委員の推薦の公示につきましては、本日、8月25日に公示し、締切日は9月8日火曜日となります。

次に、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める「関係者の意見聴取」に係る手続についてご説明いたします。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、最低賃金審議会は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

この、意見書の提出を求める公示につきましては、公示日は本日、8月25日、提出期日は9月11日金曜日となります。以上です。

○木下会長

では最後に、議題（４）「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔意見なし〕

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

来月から、４つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正に係る金額審議が始まります。専門部会委員にご就任いただく方々には、別途、開催日程をお知らせいたしますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。連絡事項は以上となりますが、最後に、労働局長の田代から、ご挨拶をさせていただきます。

○田代局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出につきまして、ご審議いただきありがとうございました。

ご審議の結果、今月７日にいただきました答申のとおりとの結論をいただきましたので、10月3日の発効に向けまして、速やかに手続を進めてまいります。

今後は、労働局全体で、改正後の最低賃金額の周知とその履行確保を図ってまいります。今年、過去２番目に大きい引上げ額「56円」となり、改正後の最低賃金額の周知が大変重要であることはもとより、答申の附帯意見にございました中小企業への各種支援策・助成金の周知等につきましても、適切に推進してまいります。

委員の皆様には、引き続き、労働行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、特定最低賃金の金額審議が来月から始まりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○木下会長

ありがとうございました。

以上で、第４回滋賀地方最低賃金審議会を終了します。おつかれさまでした。